

ぜひ、改修された消費者教育ポータルサイトをご利用、ご支援ください。

静岡大学 色川卓男

令和4年6月、消費者庁ポータルサイトはより使いやすく、より便利なサイトへリニューアル！消費者教育推進会議委員として、ポータルサイトの改修に際しても様々にご意見をお伺いしてきた静岡大学学術院教育学領域教授・色川卓男先生に、新しくなったポータルサイトについてご寄稿いただきました。

消費者教育ポータルサイト（以下ではポータルサイトと略す）は、今年4月に改修された。この改修に関わる検討会に関わらせていただいたので、関係者として一言述べておきたい。このサイトは、平成21年12月から運用が始まり、何度か改修されて、現在に至っている。なぜ消費者庁は、このポータルサイトにこだわって、継続的に取り組んでいるのだろうか。私見だが、それは国の消費者教育の推進にとって、このポータルサイトを「学校、地域、家庭も職域その他の様々な場」に対する「消費者教育の総合インフラ」にしたいと考えているからだと思われる。

具体的な例で説明しよう。例えば、学校の先生が消費者教育の授業を行おうとする場合、教材研究から始めると思うが、教材研究の材料はどのように収集するだろうか。まず教科書や指導書等の教材を利用するだろうが、それだけでは不十分だったり、もっと調べたかったりする場合もあるだろう。また、時には児童・生徒の実態に即したもっと適切な副教材や授業に使えるような消費者トラブルの事例はないだろうかと探すことがあるだろう。その場合には、ネットで検索をしたり、自治体や関係機関のサイトを一つずつ開いて副教材や情報を探すかもしれない。確かにネットで検索するのは一見便利だが、情報の信頼性が心配な場合もあるし、自治体や関係機関のサイトを見ていくとしても、今日のように全国あちこちの地方公共団体や関係機関で様々な副教材等を作成し、情報が飛び交っている状況では、本当はもっと適切なものがあるにもかかわらず、たまたま見つけた副教材や情報に頼ってしまうかもしれない。このような情報収集の問題に対して一つの解決策を示して入れているのが、このポータルサイトである。

改修されたポータルサイトでは、トップページが見やすくシンプルになっていて、「検索」がすぐ利用できるようになっており、「新着情報」や「トピックス」、「教材おすすめ情報」等も一覧できるようになっている。学校現場の指導方針がわかる「学習指導要領解説」や「消費者問題の歴史」や「我が国の消費者政策」もリンクされている。サブページでは「教材を探す」だけでなく、各種団体による「取組事例を見る」や都道府県別に「講師を探す」こともできるし、近年の消費者トラブル事例があがっている「注意喚起チラシを探す」こともできる。このように「総合インフ

ラ]としてのプラットフォームを示していることになる。

実際に、2022年8月31日現在だが、「検索」に成年年齢引下げで話題の「契約」を入れると、397件でてくるが、さらに「小学」を加えると55件、「中学」を加えると118件、「高校」を加えると184件、「高齢者」を加えると51件と、校種や属性に応じて絞ることもできる。そのリストは新着順にあがっているの上からみていけば、新しい副教材を見つけることができる。副教材の内容も、同じフォーマットに沿って項目別にわかりやすく書かれており、そのリンクが2番目にあるのですぐ開くことができる。ゲーム等の場合には、ゲームにかかる時間まで書かれている副教材もある。

このように扱いやすくなっているポータルサイトなので、ぜひ多くの皆さんに利用してほしい。その上でサイトの良いところ、使いにくいところなど、気付いたことがあればトップページの左下の方にある「ご意見メールボックス」を通して、どしどしご意見を寄せていただきたい。

また、ポータルサイトの有用性は、そこに掲載されるタイムリーな情報等の質と量に依存する。それは当然、消費者庁及び関係省庁だけでカバーできるものではなく、全国各地で取り組まれている消費者教育の様々な教材や情報が収集できてこそ、サイトの価値が高まるのである。まだ登録されていない自治体や関係機関も散見されるので、地方公共団体や関係機関の皆さんにおかれては、ぜひユーザー登録をして、教材や取組事例、講師情報、注意喚起チラシ等を積極的に掲載し、このポータルサイトが国の「消費者教育の総合インフラ」になるよう、ご支援いただきたい。

どんなポータルサイトでも常に未完成なものである。特に今日のように最新情報が飛び交い、技術的な進歩も早いと、今はよくても、明日にはすぐに物足りないものになってしまう可能性が高い。このサイトも今は使い勝手が良くなったとはいえ、時代に合わせて常に改善しなければ物足りないものになってしまうだろう。消費者教育を考えるのだったら、まずこのポータルサイトを開こうと皆さんに言ってもらえるように、消費者庁が消費者教育施策の一つの柱として全力で取り組んでくれることを期待している。

当サイトについて 教材を探す 取組事例を見る 講師を探す 注意喚起チラシを探す

サブページ

「消費者教育ポータルサイト」は、消費者教育に関するさまざまな情報を共有し、みんなで育てていくサイトです。

検索欄

初めてご利用の方へ

新着情報

2022年09月12日 注意喚起チラシを更新しました。生前整理 デジタル遺産リストを作しましょう

2022年09月12日 注意喚起チラシを更新しました。クレント・モデルなどの契約トラブルに注意

新着情報をもっと見る

トピックス (最新レビュー・動画レビュー・注目情報)

2022年09月19日 日本消費者教育学会40周年記念事業「消費者教育実践事例集」に掲載されている取組事例をご紹介します

2022年3月に日本消費者教育学会40周年を記念した実践事例集から、順次ご紹介します。



2022年05月16日 5月は消費者月間

令和4年の統一テーマは「考えよう大人にならなくていいこと、気を付けること～18歳から大人に～」です。



トピックスをもっと見る

教材おすすめ情報

うんこお金ドリル

文筆社、金融庁

金融庁では、金融課外教育の推進に取り組み、大学・高校等での出張授業を実施していますが、「もっと早く金融のことを学びたかった」という声を多くいただきます。このため、株式会社文筆社

教材を探す



「ライフサイクルゲームⅢ～生産設計のススメ～」

第一生命保険株式会社 カスタマーファースト推進部 消費者志向推進室

ライフサイクルゲーム係

すぐらく形式のゲームを楽しみながら、経験・学習購入などのライフイベント、病気・ケガ等のリスク、振り込め詐欺や架空請求といった消費者被害事例等、人生を疑似体験することでできる消費者教育・金融啓蒙教育

教材を探す



注意喚起チラシ



注意喚起チラシをもっと見る

このボタンからでもサブページにジャンプします。

講師を探す

講師の派遣（依頼）は、お問い合わせフォームからご依頼いただけます。

講師情報の詳細を見る

取組事例を見る

消費者教育実践事例集に掲載されている取組事例をご紹介します。

取組事例の詳細を見る

消費者問題年表

1979年以降の年表です。

我が国の消費者教育

1979年以降の年表です。

学校現場の指導方針

トップページ

当サイトについて

新着情報

500記事

トピックス

メールマガジン登録

お問合せ

ご意見・ご感想

生活者・消費者向けの教育・情報提供の場

教材を探す

講師を探す

(取組事例バンク)

取組事例を見る

注意喚起チラシを探す

消費者教育関連情報

消費者教育の推進に関する法律

消費者教育の推進に関する基本方針

消費者教育

消費者教育推進法

「消費者教育の推進に関する法律」の解説

学校教育現場における消費者教育に関する実践事例

消費者教育実践事例集

このサイト

消費者情報の掲載

新着ユーザー登録

消費者教育実践事例集

消費者教育実践事例集

消費者教育実践事例集

「消費者教育実践事例集」の掲載内容

掲載内容

掲載内容

投稿申込みは
こちらから

当サイトについて

消費者教育ポータルサイトとは

学校や地域等において消費者教育を実施するために役立つ教材、取組事例、講師派遣等を行う団体、注意喚起チラシ等の情報を収集し、提供する消費者教育ポータルサイトです。

学校の教員や、地域で活動する消費者教育の担い手の方のほか、消費者教育を実施する事業者、事業者団体や消費者団体、行政の方々のご利用を主に想定しています。

また、このサイトは、消費者教育の実践に役立つ情報から、画像、動画を掲載していただくこともできます**。

** 当サイトに情報を掲載していただくためには、ユーザー登録が必要となります。詳しくは[「ユーザー登録」](#)をご覧ください。

消費者教育とは

消費者教育は、自立した消費者の育成を目的として行われるものです。

自立した消費者であるためには、被害に遭わないよう努めること（「だまされない消費者」）、そして合理的な意思決定ができ、**消費者の権利**を実現するよう努めること（自分で考ええる消費者）が必要です。特に、消費者が自分ごととしてだけでなく、加えて世界的な課題、消費に及ぼす環境への影響について自覚し、社会の一員として、よりよい社会の発展のため（消費者市民社会の形成）に積極的に参加することが重要であり、これは持続可能な開発目標（SDGs）の達成にもつながります。

消費者教育の理念について詳しくは、[消費者教育の推進に関する法律](#)やそれに基づいて策定されている[消費者教育の推進に関する基本的な方針](#)をご覧ください。



消費者の権利

消費者基本法第2条第1項に掲げられています。

消費者基本法第2条第1項（※①～⑨は当サイトで紹介）の趣意は、①国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、②その健全な生活環境が確保される中で、③消費者の安全が確保され、④商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、⑤消費者に押し付けられるべき負担の軽減が図られ、⑥消費者の権利が消費者教育に図られ、並びに⑦消費者が消費者教育を通じて適切な選択を行うことができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

また、これは、国際的な消費者団体である国際消費者機構（Consumers International）が1982年に定めた8つの消費者の権利に合致しています。

消費者の権利	消費者基本法
生活の基本的ニーズが保障される権利	①
安全への権利	②
情報を手に入れられる権利	③
選択する権利	④
意見を聴かれる権利	⑤
資源を求められる権利	⑥
消費者教育を受ける権利	⑦
健全な環境を求められる権利	⑧

当サイトでできること

消費者教育に関する情報を探す

4つのカテゴリに分けてご紹介しています。

教材情報 消費者教育に関する教材情報を検索できます。 学校や自治体など社会の様々な場面で消費者教育を実施したいと考えている方、消費者教育の知識を習得したいと考えている個人の方など、あらゆる消費者教育にご活用ください。 • 教材をさがす	取組事例 教材を利用した消費者教育実践事例や、消費者教育コーディネーター等による取組事例を公開しています。 これから消費者教育を実施したいと考えている方のご参考としてご活用ください。 • 取組事例を見る
講師派遣（団体情報バンク） 消費者教育活動を実施するために、職員等を講師として派遣する活動をしている団体の情報を公開しています。 学校や地域の団体・サークル等の学習会・研修会などにご利用ください。 • 講師を探す	注意喚起チラシ 国や地方公共団体、各輪の団体が発行している注意喚起用のチラシをご紹介します。ぜひご利用ください。 消費者トラブルの未然防止・拡大防止にお役立てください。 • 注意喚起チラシをさがす

掲載する

貴団体等が作成された消費者教育に関する情報を当サイトへご提供いただけます。
※消費者教育関連情報を登録するためには、まずユーザー登録が必要です。

ご登録できる情報

- 教材情報
- 取組事例（教材を利用した消費者教育実践事例や、消費者教育コーディネーターによる活動など）
- 講師派遣情報（法的調査など、消費者教育活動を支援するための職員の派遣活動に関する情報）
- 注意喚起チラシ

• [ユーザー登録を申請する](#)

このフォームで登録してください。

トップページ	教材を探す	消費者教育関連情報	消費者情報の掲載
当サイトについて	講師を探す (団体情報バンク)	消費者教育の推進に関する基本的な方針	• 利用規約
新着情報	取組事例を見る	消費者基本法	• 教材を掲載する
お知らせ	注意喚起チラシを探す	消費者基本法	• 講師派遣情報
トピックス		「消費者教育の推進に関する基本的な方針」について	• 講師派遣情報
メールマガジン登録		学校や地域等における消費者教育に関する基本的な方針	• 注意喚起チラシを掲載する
お問い合わせ		消費者教育の推進に関する基本的な方針	• 講師派遣情報
お問い合わせページ		消費者教育の推進に関する基本的な方針	• 注意喚起チラシを掲載する
生活者・消費者向けの教育・情報提供リンク集		消費者教育の推進に関する基本的な方針	• 注意喚起チラシを掲載する